

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- さしかえしない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

## 第1章 不動産担保 第1 抵当権

契約条項や重要な証憑書類等の具体例を掲げています。(ダウンロードサービス付き)

参考書式  
○承諾書

## 承 諾 書

令和〇年〇月〇日

土地貸人  
住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号  
氏名 ○○○○ 印

私は、以下各事項を十分に理解し、承諾いたします。また、貴行より本承諾書の内容とその法的効果について説明を受けたことについて間違いありません。

- 下記記載の土地(以下「本件土地」とします。)を、下記記載のとおり、借地人○○○○(以下「借地人」とします。)に貸してますが、本件土地上に、借地人が建築した建物(以下「本件建物」とします。)について、貴行が抵当権を設定すること。
- 抵当権の存続中、本件土地の地代を借地人が滞納するなどして、下記記載の賃貸借契約を解除しようとする場合には、解除する前に、貴行に通知すること。
- 抵当権の実行や任意処分により第三者が本件建物の所有権を取得したときは、それに伴い本件土地の賃借権も譲渡すること。

記

イ 土 地 所在地○○ 地目○○ 面積○○m<sup>2</sup>  
口 賃貸借契約 貸 借 人 ○○○○  
賃貸借期間 ○○年○○月○○日から○○年○○月○○日まで  
そ の 他 ○○

以 上

## 第1章 保 証 第2 保証契約の効力

定の債務を保証する「根保証」があり、根保証には、保証期間や保証金額を限定する「限定根保証」と、保証期間も保証金額も定めない「包括根保証」があります。

本事例のように継続的取引から生じる債務については、個別の取引ごとに保証契約を締結することは不便ですので、実務上、包括根保証契約が利用されてきました。しかし、当該契約では、保証人に予期せぬ過大な保証債務を負わせる可能性があります。そのため、判例上、事案に応じて信義則などを理由として保証人の責任範囲を限定し、保証人の保護が図られてきました(大阪高判平10・1・13金法1516・38)。

## (2) 保証契約書の記載内容

根拠となる判例や法令を掲げています。

継続的取引の中で債務を保証した保証人の責任について、保証契約書に保証契約前のA社の債務についても保証する旨の記載があれば、Xに負担を負わせることができるところについては特段問題ないものと考えます。

問題となるのは、保証契約書に債務の範囲が記載されていない又は記載されていたとしても抽象的で解釈に争いがあるような場合ですが、その場合は、後掲②のとおり、諸般の事情を考慮して契約の趣旨を合理的に解釈して、Xにどの範囲の負担を負わせることができるか判断されることになります。

## (3) 平成29年改正民法

平成29年改正民法において、保証人が責任を負う限度額(極度額)を書面で定めなければ、保証契約の効力が生じないことになりました(民465の2②③、446②)。根保証においては、保証人が義務を負う範囲が過大になる可能性があるため、極度額を定めて保証人の責任範囲が明確でない限り、効力を生じないものとして保証人を保護するためです。

また、事業のために負担する借入金を対象とする個人保証及び個人根保証は、保証契約の締結前の1か月以内に、公正証書で保証債務を履行する意思を確認しなければ、原則として無効とされました(民465の6)。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2021.4)662-1(6)

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

内容見本  
(B5判縮小)

## 第1章 保 証 第2 保証契約の効力

担保・保証契約に関して、特殊、難解な事例を掲げています。

## 第2 保証契約の効力

○継続的取引の途中で保証契約をした者に既に発生していた債務の責任を負わせる場合

## 事 例

当社は、A社と継続的取引を行っており、取引の途中からA社の代表取締役Xが連帯保証人になりました。A社は、保証契約前、当社に対して2,000万円の債務を負っており、保証契約後、500万円の追加債務が発生しましたが、保証契約前の債務2,000万円についてもXに負担を負わせることはできるでしょうか。

また、保証契約後、A社が当社に対して500万円の一部弁済をなした場合、それはどのように充当されるのでしょうか。

契約の締結や履行に際して、留意すべきポイントを示しています。

## 実務のチェックポイント

- 1 保証契約書に債務の範囲がどのように記載されているかについて確認したか
- 2 保証人への説明や意思確認、保証契約締結の経緯について確認したか
- 3 保証契約後の主債務者による一部弁済はどのように充当されるかについて確認したか

実務のチェックポイントに沿って、実務上の取扱いを解説しています。

## 解 説

- 1 保証契約書に債務の範囲がどのように記載されているかについて確認したか

(1) 継続的取引と保証  
保証には、特定の債務を保証する「個別保証」と、一定の法律関係から生ずる不特

## 第1章 保 証 第2 保証契約の効力

保証人となった経緯や事情、主債務者と保証人との関係において、当該保証人があえて過去の取引についてまで保証債務を負担する関係にない等の理由で、保証人の負担を限定すべきとの判断であれば、②の類型と認定されやすくなります。

本事例が、①の類型であれば、Xはなお500万円の保証債務を負っていることになりますが、②の類型であれば、Xは保証債務を負っていないことになります。

当該事例に関連する判例の要旨を掲載しています。(大串佳彦)

## &lt;参考判例&gt;

○継続的な買取取引の途中で買主の保証人となった者の責任の範囲は、保証契約成立後の取引によって生じた債務のみに限定すべきであり、その場合、保証契約後の入金はこれを保証契約成立時の既存債務の弁済には充当すべきでない。(東京地判昭34・2・20判時179・9)

○一般に継続的取引の途中で買主のために保証し、保証の範囲及び保証期間について明確な制限を定めなかった場合には、特に保証契約成立以前の取引が長期間にわたり、すでに高額の債務が生じており、それをも保証の範囲に含めたときには、保証契約締結の際、将来負担することあるべき額として予想したものをはるかに超え、保証人に苛酷な負担を強いることとなり、また保証人としても前もって本件事実を知っていたならば保証契約を締結しなかったであろうと認められる特別の事情のある場合を除き、原則として保証契約成立の前後を問わず、上記取引から生じた一切の債務を保証する趣旨と解するのが相当である。(東京高判昭51・2・18判時817・74)

○主債務者が債務者乙から追加融資を受けるに際し、追加融資の条件として資力のある保証人を追加するよう要請されたので、丙が連帯保証人となり、不動文字で印刷されている書面に署名押印した場合に、乙が丙に対し本件根保証契約が既存の債務にも及ぶことの説明を一切せず、また、上記追加融資も實際には行われなかった等の事情があるときは、本

改正債権法に対応した決定版!!

## 特殊事例にみる

## 担保・保証契約の実務

編集 担保・保証契約実務研究会

代表 雨宮眞也(弁護士)

## ◆特殊事例を多数収録!

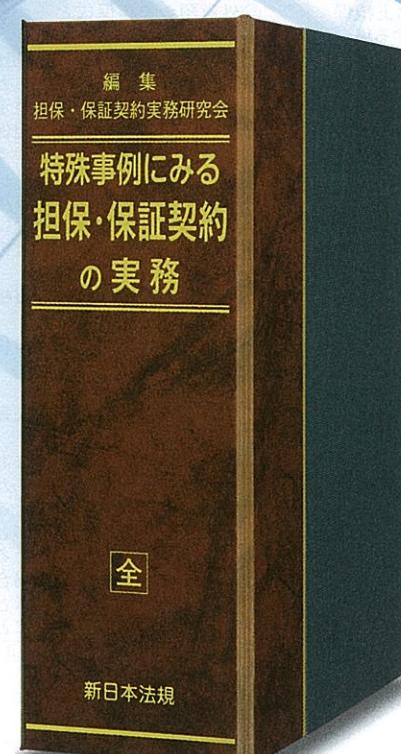
担保の目的物や契約の当事者・経緯・背景等に特殊な事情を有する事例を多数掲載しています。

## ◆ポイントを端的に指摘!

企業の契約実務を想定した「実務のチェックポイント」を最初に示し、確認すべき事項や契約上のポイントを解説しています。

## ◆経験豊富な執筆陣!

担保・保証契約に精通する弁護士の執筆による、高度かつ信頼できる確かな内容です。



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,014頁  
定価18,700円(本体17,000円) 送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バイナダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00  
(土・日・祝日を除く)  
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)



法令情報を配信!

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信



